

1969

Remedies for Breach under the Uniform Commercial Code (UCC ni okeru Keiyaku Furiko ni Taisuru Kyusai)

Whitmore Gray

University of Michigan Law School, wgray@umich.edu

Available at: <https://repository.law.umich.edu/articles/1127>

Follow this and additional works at: <https://repository.law.umich.edu/articles>



Part of the [Commercial Law Commons](#), [Comparative and Foreign Law Commons](#), [Contracts Commons](#), and the [Legal Remedies Commons](#)

Recommended Citation

Gray, Whitmore. "Remedies for Breach under the Uniform Commercial Code." *Int'l Bus. L. Bull. (Tokyo)* 89 (1969): 2-8.

This Article is brought to you for free and open access by the Faculty Scholarship at University of Michigan Law School Scholarship Repository. It has been accepted for inclusion in Articles by an authorized administrator of University of Michigan Law School Scholarship Repository. For more information, please contact mlaw.repository@umich.edu.

海外商事法務

UCCにおける物品の売買(IV)

UCCにおける契約不履行に対する救済……………ウィトモア・グレイ…(2)

国際的二重訴訟と二重判決の効力……………坪田潤二郎…(9)

アメリカにおける銀行合同規制

—反トラスト法との関連において……………根岸 哲…(14)

OECD制限的商慣行専門家委員会における各国の年次報告

—その1：西ドイツ……………公正取引委員会事務局国際課(23)

■ 文献紹介 ■

ヒウィット著「自動車フランチャイズ契約」

リュイス，ハンコック共著「フランチャイズ販売制度」

カーシュ著「フランチャイズ・ブーム」……………土井 輝生…(28)

■ 最近のアメリカ反トラスト法の動向 ■

最近のアメリカ消費者保護立法の動向……………(34)

■ リーディングケース紹介 ■

垂直的地域制限協定を適法とした事例……………(38)

Nov. 1969

89

昭和44年 11月

the IBL Bulletin

C O N T E N T S

Remedies for Breach Under the UCC.....Whitmore Gray..... 2

Doctrine of Res Judicata as a Problem of International
Civil ProcedureJunjiro Tsubota..... 9

Regulation of Bank Mergers in U.S.Akira Negishi.....14

Annual Report on Developments in
the Field of RBP, OECD. —1. Germany
.....International Section, Fair Trade Commission.....23

Book ReviewsTeruo Doi.....28

Recent Developments in the American Antitrust Laws.....34

Note—Snap-On Tools, qui. v. FTC, 321 F. 2 d 825 (1963)38

UCC における契約不履行に対する救済

ウィットモア・グレイ ミシガン大学
ロースクール教授

訳：林 司 宣 法政大学講師

今回は、UCCにおける救済方法の問題と契約の強制方式についてお話ししようと思う。私は、諸君がこれらの諸規定にもとづいて実際に訴訟を起こすような機会はそれほど多くはないと望んでいる。履行の過程において、あるいはまた不履行の場合でさえ起こる不一致のほとんどは、確かに交渉によって当事者間で調整される。しかしなお私は、交渉にあたっている人々は、もし交渉が決裂し、訴訟ざたになるならば何が起こるかということとその脳裏に常に持っているべきであり、また通常はそうしていると思う。このことはまた、当該取引のための法的枠組を最初に企画する者の念頭にもおかれているべきものと思われる。

コモン・ローにおいては、またおそらくはUCCに先行する統一売買法においてさえ、若干の救済問題に関する不確実性が人々を訴訟から遠ざけていた。しかしながら私は、その利益は非常に疑わしいものであり、この点UCCのもとではわれわれはこれよりもいく分良い結果を予測することができると思う。いくつかの問題は依然残されているが、救済方法の全般的概要は、UCC以前の法よりもだい分明瞭になっている。実際、変更された法のあるものは、契約違反に関連する当事者間の争いの分野を、その関係する問題点と金額をより正確に定義することを助けることにより、限定しようとするものである。

前回われわれは、買主の物品受領拒否権について考察し、UCCは売主に対しては厳格な弁済提供の要件を課しているが、買主の権利は実は実際の状況においていく分制限されるだけだということを見た。われわれはまた、売主は買主による支

払いを、もしそれが法定通貨でなされないならば——たとえば小切手でなされるならば——これを拒否することができるが、そのさいは買主に対して現金を入手する時間を余分に与えなければならぬ——つまり、買主の弁済提供もまた完全である必要はない——という事実も指摘した。われわれはこの問題を、他の救済方法の検討に移るまえにまず片づけ、そして買主の不払の場合における売主の権利の考察を閉じることにしよう。

現金取引においては——すなわち信用供与のない場合には——売主は、買主が彼に支払いをするまで物品を引渡すことを拒絶しうることは明白である。また信用取引の場合であっても、もし買主が支払うことができないと考える理由を売主が有するに至るならば、これは2-609条のもとでの不確実性の根拠となり、売主は同条によって「保証」を要求することにより自らを保護しうる。

より困難な問題は、売主がすでに物品を手放してしまったとき——つまり彼が物品を買主に与えてしまった場合——である。彼はいかなる状況においてこれを取戻せるであろうか。もし契約違反が、物品が現実^にに買主に渡るまえに——つまり運送中に——起こるならば、2-705条により売主はそれを差止めることができる。2-705条は(2-702条も参照させつつ)、彼は、買主が支払不能だということを知ったときには、いかなる場合においてもその運送を差止めることができるとしている。また、買主が履行を拒絶するかまたは引渡のまえに履行すべき支払いをなさない場合には、売主は大規模な運送貨物の引渡を差止めることができるとしている。

つぎに、いったん買主が物品を受取ったならば売主がこれを取り戻せるのは二つの場合のみである。2—702条における信用取引の場合には、売主はかぎられた保護しか受けない。もし彼が買主が支払不能であることを知るならば、彼はまず、現金によらないかぎり、かつまた引渡済みの物品に対する支払いが済まされるまで、それ以上の引渡を拒絶することができる。彼はまた2—705条により運送中の物品の引渡をも差止めることができる。しかしながら、彼が物品を取り戻せるのは、二つのかぎられた事情のもとにおいてのみである。彼は買主の支払不能を受領時から10日以内に発見し、物品の返還を要求しなければならない。彼はまた、引渡前の2ヵ月以内に支払不能でない旨の書面の表示を得ていた場合にも、この権利を有する(2—702条)。2—702条2項はまた、売主に対し、支払不能でない旨の不実表示にもとづいて生じうる不法行為上のいかなる権利も奪っている。彼の有する救済方法は、10日以内の発見または書面による表示にもとづくものだけである。

しかしながら、この保護がはたして一見思われるほど有用なものであるかどうかは問題である。というのは2—702条3項は売主の権利は誠実な任意取得者(good faith purchaser)またはリーエンを有する債権者(lien creditor)の権利に従うとしているからである。UCCにおいて、これが新しい制度なのかそれともこれはたんに既存の州法を反映しているにすぎないかは、UCCにおいては明確ではない。UCC以前においては、債権者と売主のいずれが優先するかについては法域によって見解が分かれていた。そしてある州はこの規定を、ただたんに誰が優先するか不明であるとの理由で採択しなかったのである。たとえば、なかんずくニューヨークとイリノイである。

上のような場合において、どうして売主に優先権を与えるのが嫌がられているかを理解するのは困難なことではない。それは売主に対して、第9編の担保権に関する諸規定に従わずして物品に担保権を有する者のような地位を与えることになるからである。しかしながらUCCの原則的立場

は、第9編の諸規定に従う者のみが物品に対する担保権を取得するということである。もし売主がこの種の保護を得たいならば、彼は第9編のもとで担保権を取得するかまたは条件付売買の方法をとらなければならないといわれている。「条件付売買 conditional sale」というのは、「売主が所有権を留保している売買」であって、第9編において物品に対する他の担保権と全く同様に扱われている。)第9編については、もう少し、条件付売買を含むケースの一つと関連して後ほどお話ししよう。

われわれは、一方当事者が主として契約からぬけ出したいと望むような基本的状況についてみてきた。つまり、買主が物品を拒絶したいか、または支払がなされないために売主が物品を買主からとりあげたいような場合である。UCCはこれを契約の「(違反にもとづく)解除(canceling)」——つまりそれ以上履行の必要がない——という言葉で表わしている。この種の多くの状況においては、違反をうけた当事者は他の当事者に対して原状回復や期待利益の損害賠償を含めて、何らかの余分の救済を請求したいと欲するものである。一般にわれわれは、UCCはこれらの余分の利益を十分に保護しているといえることができる。そこで、売主と買主の救済方法一般に関する二つの総則規定を見、ついで個々の救済方法の可能についてやや詳しく論ずることにしよう。

まず2—703条(売主に認められる救済方法一般)である。

買主が全部もしくは一部について、不当に物品の受領を拒絶しもしくは撤回した場合、物品の引渡時もしくはそれ以前に履行すべき支払をせずもしくは支払のための措置をとらなかった場合、または契約の履行を拒絶した場合には、以上の諸行為の直接の対象となった物品について売主に以下の救済方法が認められる。〔分割給付契約に於て一部の〕契約違反が全部に対する違反となる場合(2—612条)には売買目的物中引渡されていない残りの全部についても同様となる。

(a) 物品の引渡を差控えること。

(b) 本編で後に定められるところ(2—705条)

に従い受寄者による引渡を差止めること。

- (c) 物品が契約の目的物としてまだ特定していないときは次条に従って特定のための措置をとること。
- (d) 本編で後に定めるところ(2-706条)に従い転売して損害の填補にあてること。
- (e) 物品を受領しないことを理由に損害賠償をうけること(2-708条)。可能な場合には代金を請求すること(2-709条)。
- (f) 売買契約を解除すること。

われわれは、(a)、(b)および(f)の各号についてはすでに論じた。(c)号は非常に特殊な規定であり、私はここで論ずる必要はないと思う。そこで(d)および(e)の各号をみてみよう。

私はUCCはつぎの三つの救済方法について優先順位を定めているといっても過言ではないと思う。①合理的転売収益と契約価格との差額の回収、②履行時と履行場所における市場価格と契約価格との差額の回収、③強制的に買主に物品を受取らせたうえでの契約価格金額の請求訴訟、である。

では、これらの三つをそれぞれ検討し、ついで買主の救済方法に移ることにしよう。

2-706条の転売規定は、UCCにおけるやや根本的变化を示すものである。諸君はわれわれほど裁判における証拠問題をとやかくいわないため、このことは諸君にとってはあるいは些細なことに思われるかもしれない。しかしコモン・ローの法律家にとってはこれは大きな変更である。

2-708条は、従来の法のもとでの標準的な救済方法を定めている。すなわち契約価格と市場価格の間の差額によって算定される損害賠償の回復である。しかしながら2-706条のもとでは、問題は現実に受取った代価のそれであって、抽象的な「市場価格」の証明の問題ではない。裁判においては、市場価格を証明することは非常にむづかしいことであるかもしれない。ただし2-724および2-723の各条はこれを以前の法におけるよりも若干容易にしてはいる。(2-724条は標準的な市場相場を使っていいと云っており、2-723条第2および第3項は、市場価格を立証するのに

時間と地理的場所に関して若干の幅をもたしている。) 売主は常に後知恵を働かされるリスクを負っている。すなわち、彼がたとえ市場価格で転売をしていると考えたとしても、その二カ年後に裁判に出される証拠は、彼が実際にはいくらか低い値段で売ったことを示すかもしれない。2-706条のもとでは、彼の唯一のリスクは、買主がその転売を「非合理的」であったと主張するかもしれないということであるが、このさいには困難な立証責任が買主に課せられる。

2-706条が避けているもう一つの問題は、契約違反と転売の間に生ずる不可避の遅延である。以前の法のもとでは損害賠償額は違反時において算定されたが、2-706条は、はじめて、現実の転売時においてこれを算定することを許している。この現実的方法はUCCにおける大きな改良点の一つである。

これに対比する買主の側の救済方法は2-712条および2-713条に定められている。買主も、その「代品入手(cover)」契約に関連して、売主と同様な種類の問題を有しかつ同種の保護を受ける。

しかしここで指摘しておきたいことは、UCCは条文のコメントに説明されていない何らかの奇妙な理由で、上記の問題を買主に対しては異なった扱いをしていることである。2-708条と2-713条とでは、代替的取引がなされない場合における市場価格決定時期について相違が存するのである。買主については、売主に対してなされたように古い法を採用するかわりに、UCCは買主が契約違反を知った時において損害賠償額を算定している。これは、以前の法よりも合理的である。なぜならば、履行時期と一方当事者が契約違反を知る時期との間には、数日とまらないまでも少なくとも数時間の差が十分ありうるからである。驚くべきことは、同様の良い考えが売主に対しては適用されないことである。

2-708条を片づけるまえに、とくに2-708条2項に注意すべきである。以前の法においては、裁判所は、売買取引において損失した利益を売主に与えるのをときどき躊躇した。コモン・ロー

は、損害賠償額は最少限にされるかまたは軽減されるべきである——つまり他方当事者にとってできるかぎり少額にすべきである——との一般原則を認めている。いくつかの裁判所は、売主が同一物品を他の者に同一価格で転売した場合には彼は常にその損失を十分に軽減したことになると考えてきた。換言すれば、私が発電機を50,000ドルである買主に売ろうとして彼がこれを拒絶した場合、これを50,000ドルで他の買主に売るならば、私は他の当事者への売却によって同じ利益を得たのであるから何も損失はなかったと裁判所は判決してきたのである。これはある場合には本当かもしれないが、私は売主側につく諸君ならばすぐにはこれを受け容れないであろうと思う。もしメーカーたる売主が二つの発電機を製作し、二つとも売る能力をもっていたならば、彼は当然に一つの代りに二つの利益をあげたことであろう。われわれは、第二の売買が第一の売買についての損害を軽減したかどうかを判断するまえに、個々のケースにおいて、売主が両方の売買を行なう能力があったかどうかをみななければならないわけである。ある者が自分の工場にある中古の発電機を売るような場合は、彼は第二の売買によって明らかにその損害を減ぜられるが、多くの発電機メーカーは「拡大可能」売主——つまり余分の能力を有し、そのため二つの売買を行ないうような売主——と呼ぶことができよう。2—708条2項は、この特定事態とともに、おそらくは2—708条1項の通常の救済が売主を補充しえないような他の若干の例外的事態をもカバーするよう意図されている。

かくしてわれわれは、売主に対しても買主に対しても二種類の損害賠償救済方法——つまり転売または代品入手にもとづく救済と差額金賠償——をもつことになる。

では特定履行に移るまえに、講義概要のIVのC. 2をみてみよう。われわれが上で論じた「差額損害賠償」に加えて、被害者たる当事者がどんな損害賠償を得るかの問題は救済の分野では最もむづかしい問題の一つである。われわれは通常これらを「附随的」および「派生的」損害賠償と呼んで

いる。

コモン・ローのもとでは当事者は物品の実験、荷ほどき、返送貨物、等々の費用をしばしば取り戻すことができた。これらの「付随的」出費の取り戻しは、UCCにおいては、売主については2—710条、買主については2—715条にそれぞれ規定されている。

ではよりむづかしい「派生的」損害賠償の問題に移り、2—715条2項をみることにしよう。

2—715条(2) 売主の契約違反から生ずる派生的損害賠償額には以下のものが含まれる。

(a) 売主が契約締結の際に当然知っていたはずの買主側の一般的または個別的な要求および必要をみとさないために生じ、かつ、代品入手その他の方法では阻止できなかったのが相当と認められる損失。

(b) 担保違反によって人身または財産について直接生ずる損傷。

たとえば、ある買主が彼の工場のためのコンペアーを購入した場合、そのコンペアーの不適正な性能からどれだけ損害が生ずると売主が考えるかを判断するのは困難な問題である。もしコンペアーが売主により買主の工場に据えつけられるものであるならば、彼はおそらく買主の工場の操業を非常によく理解していると考えられる。つまり、もし売主の作業人がコンペアーの据えつけの完了に2日おくれたとすると、その工場全体がこの2日間操業しえないだろうということは彼にとって全く明白であろう。そのような場合には、この期間中の同工場の不操業に対する完全な損害賠償額を派生的賠償額として回収しうる。もちろんよく慣れた売主は、そのような売買契約における派生的損害賠償責任から自らを守るために非常に注意深い。よく慣れた買主はこれを避けようとするか、あるいは一日の遅滞についての損害賠償の予定ないしは期限内の完成に対するボーナスの支払いの条項を入れるのである。買主は、契約の締結前に、契約違反が惹起する損害賠償の明確な種類とその額についてのおおよその見積りとを売主に対して知らせるような注意を払うべきである。

しかしながらこの派生的損害賠償責任は、賠償

軽減の——つまりできるかぎり損害賠償額を少なくするという——一般要件に従わなければならない。たとえば、ある会社が有する唯一の配達車であるトラックが引渡の翌日に故障したとしよう。もし同会社が、トラックなしですまさないといけない2～3週間の間の利潤損失を請求するならば、これはおそらく有力な抗弁にぶつかることであろう。すなわち、同社がその事業を継続する価値があると考えてるのに十分な利益をかせいでいると仮定するならば、同社は上記期間トラックを借りていたことであろう。その賃借料が、同社の得た利潤（および操業中止により失う得意）をこえないかぎり、それは合理的な方策であり、そして同社がこの「軽減」を通じてなしえたいかなるものも、損害賠償回復から差引かれるのである。

（しかしながら、商事契約における厳格履行の一般観念を想起されたい。この場合において、もしトラックが2日目に全く動かなくなったならば、買主はその受領を拒絶し代品を入手することが可能である。実際、たとえ買主が代品入手しなくとも、これは2-715条により派生的損害賠償額——つまり「代品入手によっては阻止できなかったのが相当とみられる」損害の賠償額——の軽減の基準となる。）

最後に一言つけ加えたい。多くの契約において、積極的な担保のようにみえるものが実は派生的損害賠償責任排除の試みであることがある。たとえば、「当社は部分品と技術を保証するが当社の責任は修理と部品取替だけである。」といったものである。これは実は派生的損害賠償責任の排除であり、2-719条3項はこのような条項をそう入しうることを全く明白にしている。ただ私が指摘したいことは、2-719条はまた消費者用物品の場合人的傷害にもとづく派生的損害賠償責任を制限することは不法であると推定していることである。

では、特定履行の救済方法について検討しよう。2-709条1項(a)号により売主は、われわれが想像するように、すでに買主によって受領されたかまたは買主に危険負担が移転した後に毀損した物品の代価を取り戻すことができる。しかしながら

UCCの主要改良点は、売主が買主に物品の引渡を用意したにもかかわらず買主が契約違反を犯すような場合についての規定である。彼は買主にそれら物品の受領を強制しうるであろうか。おそらく95%のケースにおいてこの回答は否である。2-709条1項(b)号によれば、これは売主がそれら物品を転売しえない場合のみ可能である。同条の文言によると、売主は「それらを相当な価格で転売する合理的努力」をしなければならないか、または四囲の事情から「そのような努力には効果がないと認めることが合理的」でなければならない。

以前の統一売買法のもとでは、売主の代価金額請求訴訟権は、権原ないし所有権が買主に移転したか否かにかかっていた。これはしばしば、契約締結時を意味した。それゆえUCCの規定はかなりの後退を示し、通常望ましい救済方法として転売を有利に扱うに至った。また統一売買法の規定を適用するには専門的な法律問題が存したが、UCCのもとでは基準は、当該状況の商業的現実に関連した事実問題であるということも注意すべきである。

では2-716条の、特定履行に対する買主の権利をみてみよう。

2-716条

- (1) 物品が独自のもの (unique) であるかその他の相当と認められる事情のもとでは特定履行の判決をうけることができる。
 - (2) 特定履行の判決には代金の支払、損害賠償、その他の救済方法に関し裁判所が相当と認める条項と条件を含めることができる。
 - (3) 買主が相当な努力を払っても契約目的物として特定された物品の代品入手を行なうことができない場合、四囲の事情からこのような努力には効果がないと認めるのが合理的である場合、またそのような物品が留保付で荷積みされかつその物品上の担保権を消滅させるため弁済を行ないもしくはその提供をした場合には買主は動産引渡訴訟によって引渡をうける権利を有する。
- 全体として、第1および第3項は、一般に買主

に対し、彼が他のどこかで同じ物品を入手しえないような場合においてのみ特定物品を得る権利——つまり契約の特定履行を裁判上強制する権利——を与えている。第1項はこれを物品の独自性で表現し、第3項は買主の代品入手不能性で表わしている。第1項は衡平法上の救済方法、つまり裁判所による売主に対する履行命令を定めている。他方第3項はこの問題に対してコモン・ローの財産法上のアプローチをとっており、あたかも売主がある財産を所有しそしてこれを奪われたかのように、その財産の取り戻し権を彼が有するといっている。(しかしながら、この特別種類の「所有権」は「権原」という抽象的法律用語で表現されてはいず、「物品が契約目的物として特定された場合」という商業上のより理解し易い概念が使われていることに注意されたい。また2—502条のもとでの「特別財産権 (special property)」概念も比較参照されたい。これは売主の支払い不能にさいし買主に対して特定履行をうける権利を与えるものである。)

おそらく私は、2—716条に対するコメントは裁判所に対し、特定履行を与えるさいにもう少しは寛大な態度をとるよう要請していることを指摘すべきであろう。しかしながら条文自身がなしている唯一の事柄は、「あるいはその他相当と認められる事情のもとでは」という文言を加えたことにとどまり、そのため裁判所が実際に買主に特定履行を与えるにさいして以前の法におけるよりは寛大であるかどうかは全く疑問である。

ではまとめとして、2—711条をみることにしよう。

2—711条

(1) 売主が引渡をなさずもしくは履行拒絶をした場合または買主が受領を適法に拒絶しもしくは正当に撤回した場合には当該物品について、また〔分割給付契約で一つまたはそれ以上の部分の〕不履行が契約全体の違反となる場合(2—612条)には、売買の目的物全部について、買主は契約を解除することができるし更に契約を解除したと否とを問わずすでに支払った代価を取り戻すほか以下のことをすることができる。

- (a) 当該物品が契約の目的物として特定されていたと否とを問わず、それらの物品全部に関して次条の規定に従って「代品を入手 (co-ver)」し、かつ損害賠償をうけること。
 - (b) 本編の定めるところ(2—713条)に従い不引渡を理由として損害賠償を請求すること。
- (2) 売主が引渡をなさずまたは履行拒絶をした場合には買主は以下のことをすることができる。
- (a) 物品が契約の目的物として特定されているときは本編(2—502条)の定めるところに従いその物品につき取り戻し権を行使すること。
 - (b) 本編(2—761条)の定めるところにあたる場合にはその規定に従い特定履行による救済をうけ、もしくは動産取り戻し訴訟による物品の取り戻しをすること。

諸君もお気づきのように、われわれはすでに買主の通常の救済方法のほとんどについて論じてきた。ここでは買主がその原価予期利益に加えてすでに支払済みの代金金額を取り戻す権利——つまり彼の原状回復権——についてお話ししたいと思います。これはとくにとり上げる価値がある。というのは判例法と統一売買法は物品を受取った買主に対し、その代金と引きかえに物品を返し、そのうえその損害賠償額をすべてとろうとすることは許さなかったからである。そこではいったん買主が当該物品を占有したならば、彼は解除——つまり物品の返還——かまたは物品を保持したうえで損害賠償金を得るかのいずれかに決定しなければならなかった。しかし、2—711条は全く明瞭に、彼は解除と賠償金のいずれかに決するの必要のないことを示している。彼は物品を返還し、代金を取り戻し、なおかつ不履行に対するすべての損害賠償金を獲得しうるのである。

買主にとってより重要なことは、彼がその代金を返してもらうまでは、当該物品を返還する必要のないことは全く明白であるということである。

(3) 買主は、受領を適法に拒絶しまたは正当に撤回した場合には支払いまたは支払いのための措置をとった代価ならびに物品の検査、受領、運送、管理および保管により負担するのが相当で

あった費用につき自己の占有または支配する物品の上に担保権を有する。また買主は当該物品を保有し、権利を侵害された売主が行なうのと同じ方法で転売する(2-706条)ことができる。

云い換えるならば、彼はこれら物品上に担保権を有する。彼はその完全なまたは部分的な前払い、さらにその物品の保管や検査に伴った出費の程度において担保権を有するのである。(しかしながら彼は、彼がもちうるその他の差額「賠償」請求については担保権を有しない。もし彼が損害賠償請求権のみをもつだけであるならば、すなわちもし彼が頭金も払わず、物品の検査や保管などに何らの出費も行っていないならば、彼はその物品を彼の拒絶の一部として売主に返還しなければならない。)

われわれが考察すべき最後のもう一つの特別な問題は、担保違反のために——つまり物品が適正な品質をそなえていない場合に——買主が得る賠償金の額である。2-714条2項はつぎのように規定する。

2-714条

(2)担保違反による損害賠償額は受領の時と場所

における受領された物品の価額と、担保に合致しておれば物品が有したはずの価額との差額とする。ただし特別の事情から直接の損害額がこれと異なることが明らかである場合はこの限りではない。

(3)次条に定めるところにより附随的および派生的損害賠償も請求することができる。

これはおそらく諸君の諸制度においては全く明白なことと思われる。諸君はこれを、「売主はどんな物品を引渡すべきものとされるか。」という問題の一般的解釈問題として扱うかもしれない。われわれは、責任を物品についてなされた表示に基づかしめる不実表示のアプローチをとっているため、問題はやや特別な種類のものとなる。

もう一度、50,000ドルで売られようとしている一台の発電機を例にとろう。「市場価格」ないし「代品入手の問題の対象は市場のこの発電機ではなくて、この売買に関して担保のなされた品質をそなえている一台の発電機である。換言すれば、売主がこの発電機がなしうると確約した事柄をなすことのできる一台の発電機の市場価格なのである。